

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	29	府 省 庁 名 厚生労働省	
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	パラリンピックメダリストに対する金品の非課税措置		
要望内容（概要）	現在、（財）日本障害者スポーツ協会がパラリンピックメダリストに交付する金品については、租税特別措置法で所得税が非課税とされているが、租税特別措置法による措置ではなく、所得税法第9条の非課税所得とする。		
関係条文	租税特別措置法第41条の8、所得税法第9条、地方税法第24条第1項、第32条第1項・2項、第294条第1項、第313条第1項、第2項		
要望理由	<p>障害者スポーツは、①機能回復訓練の手段、②健康増進や社会参加意欲の促進、③障害や障害者に対する国民の理解を促進するものとして普及が図られてきたが、さらにその普及促進を図るためパラリンピックメダリスト等に対する社会的評価を与え、今後の活躍への動機付けを行う。さらに競技としてのスポーツを積極的に意義づけることを奨励することにより、ノーマライゼーションの社会的意識の向上につなげていくものである。</p> <p>障害を有する者が、その障害ゆえのハンディを克服しパラリンピック等で素晴らしいパフォーマンスを繰り広げることは、見る者に感動を与え、障害者スポーツへの意欲・関心を大いに高めるとともに、障害の有無という垣根を越えて、活力ある健全な成熟した社会の形成に寄与するものであると考える。また、すでにスポーツを実践している障害者にとっては参加意欲のさらなる向上を、その他の者にはスポーツへ取組むきっかけや社会参加の動機付けとして大いに期待できるところである。</p>		
減収見込額	（初年度）－（3） （平年度）－（3） （単位：百万円）		
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 （財）日本障害者スポーツ協会がパラリンピックメダリストに交付する金品の非課税措置 ・ 融資、補助金その他 	
	22年度の望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 国税（所得税）についても、平成22年度税制改正において同内容の措置を要望。 ・ 融資、補助金その他 	
過去の要望経緯	平成21年度 （財）日本障害者スポーツ協会がパラリンピックメダリストに交付する金品の非課税措置		
本要望に対応する縮減案			